

指定通所介護及び総合支援事業通所型独自サービス 重要事項説明書

(令和 8 年 6 月 1 日現在)

1. デイサービスセンターあじさい苑が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0436-36-1533

(月～土曜日 午前 9:00～午後 4:15 まで)

担 当 生活相談員 元木 靖絵・有原 友希

※ ご不明な点はなんでもお尋ねください。

2. デイサービスセンターあじさい苑の概要

(1) 施設の名称・所在地等

名 称	デイサービスセンター あじさい苑
所在地	千葉県市原市新堀 947 番地 3
事業者番号	地域密着型通所介護事業及び第 1 号通所事業 (市原市 第 1292400536)
送迎サービスを提供する 対象地域	市原市にお住まいの方

* 上記地域以外の方でもご希望があればご相談下さい。

(2) 職員体制(有資格者)

区 分	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者		1 名 (兼務)		1 名
生活相談員	介護福祉士	2 名 (内 1 名兼務)		2 名
看護職員	看護師		1 名 (兼務)	1 名
機能訓練指導員	看護師		1 名 (兼務)	1 名
介護職員	介護福祉士	4 名 (1 名兼務)	5 名	8 名
介護職員		1 名	名	1 名
運転手			3 名	3 名

(3) あじさい苑の設備等

定 員	18 名	休養室	1 室
相談室	1 室	送迎車	6 台
食堂兼 日常動作訓練室	1 室 151.5 m ²	浴 室	一般浴槽と特別 浴槽があります。

(4) 利用時間

営業日・時間	月～土 午前 9:00～午後 4:15
定休日	日曜日 年末年始 (12 月 30 日～1 月 2 日)

3. 提供するサービス内容

- ① 送 迎 ご自宅まで送迎いたします。
- ② 食 事
- ③ 入 浴 一般浴槽と特別浴槽がありますので、ご利用希望の方はご相談ください。
- ④ 機能訓練 機能訓練指導員によるリハビリ等を行います。
- ⑤ 生活相談 生活相談員により日常生活等の相談を受けます。

4. 料 金

- (1) 基本料金
- (2) その他自己負担となるもの
- (3) 支払い方法

※ 上記料金に関する説明については【契約書別紙】をご参照ください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずお電話等でお申し出ください。当事業所職員がお話しをうかがいます。

サービス提供の依頼を受けたあと、契約を結び通所介護事業計画及び第1号通所事業計画を作成してサービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了する日の一週間前までに文書でお申出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その際は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ ご利用者が亡くなられた場合もしくは被保険者資格を喪失したとき

④ その他

(ア) 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合

守秘義務に反した場合

ご利用者に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

当事業所が倒産した場合

上記においてご利用者は文書で解約を通知することによって、すぐにサービスを終了することができます。

(イ) ご利用者がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合

ご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

上記のような状況においては、文書で通知することによりすぐにサービスを終了させていただく場合があります。

6. デイサービスセンターあじさい苑地域密着型通所介護サービス及び第1号通所事業サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ① ご利用者が要介護状態等となった場合でも可能な限り、居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう努めるものとする。
- ② ご利用者の社会的孤立間の解消及び心身の機能の維持ならびにご利用者やご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係市役所や地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながら、サービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
日曜日実施の有無	無	
時間延長実施の有無	無	
サービスマニュアルの作成	有	介護計画書等
送迎の有無	有	
入浴設備の有無	有	普通浴槽・特別浴槽

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ・送迎の連絡方法 お休みの場合は電話にて事前にご連絡ください。
- ・体調確認 ご利用前より体調不良の場合は、専門医を受診してください。
- ・体調不良時の対応 ご利用中に体調不良になった場合は、ご家族・主治医に連絡します。
- ・食事の内容 ご家庭での様子をお知らせください(アレルギー・誤飲等)。
- ・機能訓練の内容 基本動作(座位・立位・歩行)・日常生活動作(食事・排泄)の訓練等
- ・レクリエーション 風船バレー・サイコロゲーム等を行いますので、動きやすい服装及び上履きでご利用ください。
- ・その他

7. 緊急時の対応

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、ご家族・主治医・救急隊・居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

ご家族 続柄()	ご氏名	
	ご連絡先	
主治医	氏 名 (病院名)	・ ・
	連絡先	・ ・

8. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて

当施設では、原則として身体拘束を行いません。ただし生命・身体保護の目的で、緊急やむを得ない場合において「身体拘束適正化のための指針」に沿った手順で行います。

- ① 虐待拘束廃止委員会による検討
- ② ご家族等への説明・同意
- ③ 拘束の有効性の再検討
- ④ 経過記録の保管

9. 高齢者への虐待防止について

当施設は別途定める「高齢者虐待防止に関する指針」に基づき、全職員を挙げて虐待の防止に努めます。

10. 感染症・食中毒の予防について

当施設は、別途定める「感染症・食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針」に基づき、感染症や食中毒の予防と蔓延の防止に努めます。

万が一クラスターが発生した場合でも、別途定める BCP(事業継続計画)により本事業が

継続できるよう尽力していきます。

11. 非常災害対策について

当施設においては「あじさい苑消防計画」に沿って各種訓練(避難誘導・通報・消火等)を行います。また別途定めるBCP(事業継続計画)により、大規模な災害や感染症が発生した場合でもできる限り事業が継続されるよう尽力します。

12. 介護保険個人情報提供の同意について

契約書第10条第2項に基づき、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合、事前に文章での同意が掲げられています。
よって、この重要事項説明書のなかにおいて同意していただくものとします。

13. サービス内容に関する苦情

当センターの苦情受付窓口(前掲)のほか、市町村等の相談・苦情窓口等にも苦情を伝えることができます。

① 行政機関その他の苦情受付機関

市原市保健福祉部介護保険課	電話番号：0436-23-9873 受付：月～金曜日(9時～17時15分) 土・日・祝日除く
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	電話番号：043-254-7428 受付：月～金曜日(9時～17時) 土・日・祝日除く
千葉県運営適正化委員会	電話番号：043-246-0294 受付：月～金曜日(9時～17時) 土・日・祝日除く

② 第三者委員会

第三者委員とはサービス利用者と施設の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。
当施設の第三者委員会は次のとおりです。

第三者委員会	関根 武 今関 誠	電話番号：090-4742-6451 電話番号：0475-34-3673 受付：月～金曜日(9時～17時) 土・日・祝日除く
--------	--------------	---

14. 福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価については、実施していません。

15. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 三和会
代表者役職・氏名	理事長 鶴岡 義明
本部所在地・電話番号	千葉県市原市新堀 947-3 ・ 0436-36-1533

定款の目的に定めた事業

- (1) 第一種社会福祉事業
(イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
(イ) 老人デイサービスセンターの経営
(ロ) 老人短期入所事業の経営
(ハ) 老人介護支援センターの経営

16. 当事業所の概要

代表者役職・氏名 理事長 鶴岡 義明
本部所在地・電話番号 千葉県市原市新堀 9 4 7 - 3 0436-36-1533
定款の目的に定めた事業

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人デイサービスセンターの経営
 - (ロ) 老人短期入所事業の経営
 - (ハ) 老人介護支援センターの経営

施設・拠点等

デイサービスセンターあじさい苑	1292400536
特別養護老人ホームあじさい苑	1272400761
ショートステイサービスあじさい苑	1272400779
あじさい苑居宅介護支援センター	1272400886
ショートステイサービスあじさい苑ユニット型	1272402668
特別養護老人ホームあじさい苑ユニット型	1272402650
特別養護老人ホーム幕張あじさい苑(従来型)	1270203977
特別養護老人ホーム幕張あじさい苑短期入所(従来型)	1270203985
特別養護老人ホーム幕張あじさい苑(ユニット型)	1270203993
特別養護老人ホーム幕張あじさい苑短期入所(ユニット型)	1270204017

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

地域密着型通所介護事業及び総合支援事業通所型独自サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者		
所在地	千葉県市原市新堀 947 番地 3	
名 称	デイサービスセンターあじさい苑 (事業所番号 千葉県第 1292400536)	印

説明者		
氏 名	元木 靖絵	印

私は契約書及び本書面により、事業者から地域密着型通所介護事業及び第 1 号通所事業についての重要事項の説明をうけるとともに、個人情報資料に係る提供に同意をします。

利用者		
住 所		
氏 名		印

代理人		
住 所		
氏 名		印
(続柄	)	

※ 本重要事項説明書と同時に契約書・契約書別紙にも署名・押印し、それをもって契約開始となります。